

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定

平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林野計第 352 号
林野庁長官より森林管理局（分局）長及び各都道府県知事あて
〔最終改正〕令和 6 年 3 月 28 日付け 5 林整計第 1046 号

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領を別紙のとおり定め、平成 28 年 4 月 1 日以降の契約に係る業務から適用することとしたので、事業の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、「森林整備保全事業の調査・設計・積算等を外注する場合の取扱要領の制定について」（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 林野治第 1078 号林野庁長官通知）、「治山事業調査等業務標準歩掛の制定について」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野治第 917 号林野庁長官通知）及び「林道工事調査等業務標準歩掛の制定について」（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 林整計第 347 号林野庁長官通知）は、廃止する。

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領

第1部 総則

1 趣旨

この要領は、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の地質調査業務、測量業務、設計業務及び計画作成等業務の実施に必要な積算基準、標準歩掛等を定めるものである。

2 適用事業

「森林整備保全事業積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）の別紙の第2に定める各事業とする。

3 業務の内容

地質調査業務、測量業務、設計業務、計画作成等業務及びその他業務に区分し、その内容は次のとおりとする。

（1）地質調査業務

① 一般調査

ア 地質調査

イ 地すべり調査

ウ その他ア及びイに掲げる業務と同程度のもの

② 解析等調査

調査結果に基づく解析、設計、計画作成及び資料の取りまとめ

（2）測量業務

① 基準点、用地及び地形に係る測量

② 治山関係事業に係る踏査選点、中心線測量、平面測量、縦断測量、横断測量、空中写真測量、航空レーザ測量、深浅測量、汀線測量、環境生物調査業務等

③ 林道関係事業に係る中心線測量、平面測量、縦断測量、横断測量等

④ 上記①から③の測量等の成果に基づく図化

⑤ その他①から④に掲げる業務と同程度のもの

（3）設計業務

設計説明書、設計図面、数量計算書、設計計算書等の作成

（4）計画作成等業務

① 山地治山等調査業務

ア 治山関係事業に係る流域別調査、箇所別の事業計画の調査及び全体計画の調査並びに当該計画の作成

イ その他同程度以上の技術的判断を要するもの

② 林道事業の箇所別の事業計画の調査及び全体計画の調査並びに当該計画の作成

③ 治山施設点検業務

④ 林道橋定期点検業務

4 技術者の職種区分

技術者の職種区分は、別表に定めるとおりとする。

技術者の職種区分

技術者	職種区分
1 地質調査技術者	
地質調査技師	高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。
主任地質調査員	高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
地質調査員	ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。
2 測量技術者	
測量主任技師	測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
測量技師	測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
測量技師補	上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
測量助手	測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
測量補助員	測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
操縦士	測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
整備士	一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
撮影士	測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
撮影助手	撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
測量船操縦士	水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

技術者	職種区分
3 設計業務等技術者	
主任技術者	先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
理事・技師長	複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する者。
技師（A）	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する者。
技師（B）	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する者。
技師（C）	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する者。
技術員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する者。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

定型業務

- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・設計条件、画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務

非定型業務

- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術又は高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- ・計画から設計まで一貫した業務